研修テキスト

（遺言）

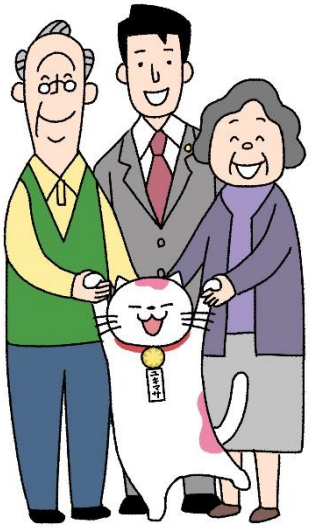

神奈川県行政書士会

タイトル「遺言」

目次

第１章　相談対応及び業務受託
第１節　遺言書作成業務の概要――――――――１
第２節　相談対応から業務受託まで――――――１
①　依頼者は誰か／１
②　遺産等をどうしたいのか／２
③　法的整理／３
④　弁護士法 72 条の問題／４
⑤　自筆証書か、公正証書か／５
⑥　必要事項の聞き取り／６
⑦　業務受託／７

第２章　遺言書関連書類の作成
第１節　財産目録の作成――――――――――９
①　銀行口座／９
②　不動産／９
③　その他の財産／９
第２節　相続関係説明図の作成――――――１０
①　戸籍取得／１０
②　職務上請求書の使用について／１０

第３章　遺言書の方式
第１節　自筆証書遺言――――――――――１２
①　概要／１２
②　自筆証書遺言保管制度／１３
第２節　公正証書遺言――――――――――１５
①　概要／１５
②　公証役場及び公証人／１６
③　公証役場の一覧（県内）／１７
④　必要書類／１７
⑤　公証人報酬／１８
⑥　証人／１８
第３節　その他の遺言――――――――――１８
①　秘密証書遺言／１８
②　特別方式の遺言／１９

第４章　遺言書文案の作成
①　相続させる／２２
②　遺贈する／２３
③　遺留分／２３
④　予備的遺言／２５
⑤　不明等の遺産／２５
⑥　遺言執行者／２５
⑦　祭祀主宰者／２６
⑧　子の認知／２６
⑨　付言事項／２６
⑩　その他／２７

第５章　関連制度について
第１節　遺言執行者――――――――――――――２８
①　意義／２８
②　遺言執行者の実務／２８
③　注意点／２９
第２節　税金――――――――――――――――――２９
①　相続税の基礎控除／２９
②　その他／２９

第６章　遺言書の変更・撤回

第７章　報酬の精算
①　実費／３２
②　行政書士報酬／３２
③　請求書その他／３２
④　業務中断時の報酬／３２

（法令等は令和３年１月１日現在）

第１章　相談対応及び業務受託

第１節　遺言書作成業務の概要

遺言は、遺言者が自ら行う相手方のない単独行為である。したがって代理にはなじまない。行政書士が関与するのは、遺言者本人の依頼により、遺言者の意思に沿って、法定の要式を備えた遺言書案を作成すること（行政書士法第１条の 2）や、その前提となる遺言書に記載される者、財産等の確認作業である。

また、上記の範囲で、遺言書作成の相談に応じる（行政書士法第１条の３第４項）他、確認・手続きのための証明書の取得、公証役場との連絡や、公正証書遺言等の証人を務めることもある。詳細については、次項目以降で、順次解説する。

未経験の方でも業務処理の全体をイメージしやすいよう、各項目は、できる限り一般的な業務処理の流れに沿って配列するように努めたが、実際の業務では、この順番のとおりにはならないことも多いので、まずは全体に目を通した上でご活用いただきたい。

【遺言書作成業務の流れ】

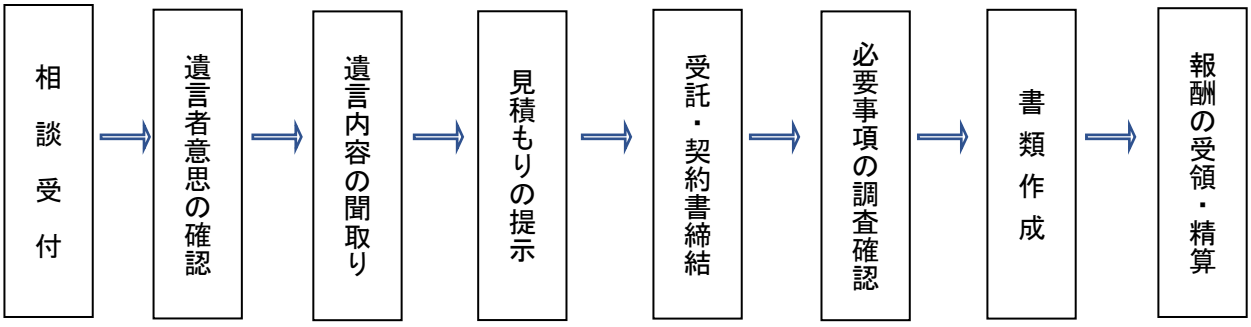

第２節　相談対応から業務受託まで

①　依頼者は誰か
⇒相談者・依頼者＝遺言者　ではない場合は注意

よくあるのが、「父・母に遺言書を書いてもらい、実家を自分が相続できるようにしたい」「伯父・伯母には子がなく、遺言書が必要だと思うので、相談したい」などというものである。

そこで、その方（相談者）には「遺言をするご本人（遺言者）とお話ししたい」と伝えたとする。後日、実際に会って本人（遺言者）から話を聞くと「私自身は、遺言書は書きたいとは思っていな

いが、相談者にはお世話になっているので、今さら遺言書を書きたくない、とは言いにくいのですよね……」と、本音を漏らされることがある。

⇒遺言者本人に遺言書を作成する意思があるかどうか

行政書士が依頼を受け書類を作成する場合、依頼者の意思に沿って、これを法的に整理し、作成するのが大原則である。依頼者の意思に反する書類を作成してはならない。したがって、行政書士にとって、依頼者の意思の確認は、大変重要である。

上記のケースにおいても、最初、行政書士、相談者、遺言者（予定）の三人でいるときは、何も言わないでいたのに、行政書士と二人だけになると、「実は……」と、本音を語りだすことも多い。

相談者（依頼者）が遺言者本人ではない場合においては、慎重に対応することである。最低でも、遺言者本人に会うなどして、その意思をしっかりと確かめるようにしよう。遺言者本人が一人で相談（依頼）に来た場合でも、考え方は一緒である。本当に遺言者本人の意思なのか、第三者の思惑に従わされていたりしないかどうか、注意するようにしたい。

②　遺産等をどうしたいのか
⇒本人の真意を聞き出す
相談（依頼）者が、真意から遺言書の作成を検討していると分かれば、次は、どのような目的・背景で、遺言書を作成したいのかを聞き出していく。

「自分の死後、妻が自宅に住み続けられるようにしたい」
「孫に財産を分けてやりたい」
「ひとり身なので、遺産は寄付しようかと考えている」

もし遺言書がなければ、妻が自宅に住み続けられないかも知れない事情とは何だろうか。もし、この夫婦に子がなければ、妻だけでなく、夫の兄弟姉妹も相続人となるから、それを回避するためだろうか。それとも、子はいるが、親子の関係がよくなく、子が自宅の分割を主張するなどして、妻がすんなりと自宅に住み続けにくくなる可能性があるのだろうか。とすれば、まずは子の有無を確認したい。もし子がいるなら、どのような状態かも聞いておきたい。

孫に財産を分けてやりたいというのもよくあるケースである。子が存命であれば、孫は相続人ではない。しかし、親 → 子 → 孫と相続すれば、相続税が２回かかる可能性があるから、それを回避して１回で済ませたいということだろうか。それとも、子と関係がよくなく、感情的な問題で孫に、ということだろうか。となれば、なぜ孫に分けてやりたいのかの背景を確認したい（当たり前であるが、興味本位ではなく、できるだけ遺言者の真意を把握する必要があり、またそのことで遺言書文案の検討が必要かも知れないためである。ただし、相談（依頼）者が拒否感を示すようなら、この段階で強いて聞き出す必要があるかどうか判断しながら、話を聞くようにする。）。

お世話になった団体に寄付（遺贈）したい、という相談（依頼）者もいる。例えば、自治体に寄付したいというのは分かる話である。また、相談（依頼）者や周囲が障害者で、障害者団体に寄付したい、などというのも理解できる。しかし、相談（依頼）者は、俗な言い方で「ひとり身」と称してはいても、法的には相続人がいるのかも知れない。場合によっては、その相続人の遺留分を侵害するかも知れない。あまり聞いたことがない団体宛て等の場合、本人死亡時にその団体が存続しているかどうか、また相手が遺贈を受け取ってくれるかどうか、という問題もある。

このように、遺言者の「どうしたいのか」を把握するために、「どういう背景でそうしたいのか」をも聞き出すことで、表面的な「どうしたいのか」の中にある「真意」を把握するように努める。これにより、遺言者が真に遺言書を作成したいという意思が再確認できるし、実際に遺言書の文案を作成する際の材料になる。

③　法的整理

相談（依頼）者の話を聞いたら、それを実際に遺言書として作成するために、どのような内容にするか、相談（依頼）者とともに検討する作業を行う。事例とともに流れを示す。

⑴遺言者の目的と背景

前項「②本人の真意を聞き出す」を参考に、目的・背景をよく把握する

事例「自分の死後、妻が自宅に住み続けられるようにしたい」

→（背景）遺言者と妻には子がおらず、遺言者には兄弟姉妹がいる
兄弟姉妹にも法定相続分あり、自宅は妻だけのものになるとは限らない
遺言書でなんとかしたい

⑵本人の真意を法的な言葉に置き換える

ここでは、民法等の法律の知識と、遺言書作成の業務知識とが必要になる。
本業務マニュアルの他、六法等も手元に置いて、つど条文を確認しながら進めると間違いがない。時間があれば、解説書やコンメンタール等の該当部分にも目を通すと、知識の蓄積にもなる。

事例「自分の死後、妻が自宅に住み続けられるようにしたい」

→（背景）遺言者と妻には子がおらず、遺言者には兄弟姉妹がいる
兄弟姉妹にも法定相続分あり、自宅は妻だけのものになるとは限らない
遺言書でなんとかしたい

→（判断）遺言書で妻に全て相続させたとしても、兄弟姉妹には遺留分がないから、遺言書どおり、妻がすべて相続することができる

⇒（置き換え）遺言例「遺言者の所有する次の不動産を、妻花子に相続させる」

⑶必要に応じ制度等の説明

遺言書に記載したい制度や、どうするか検討したい制度などについては、適宜相談（依頼）者に説明したり、打ち合わせを行ったりする。ただし、専門的過ぎる説明、難解な説明にならないよう注意する。

実務上、多いのは次の事項だと思われる。各詳細は後で説明する。

・遺留分の説明、検討
・遺贈の説明、検討
・予備的遺言の説明、検討
・遺言執行者の説明、検討
・自筆証書遺言、公正証書遺言の説明、検討

上記の事例では、兄弟姉妹に遺留分がないことを前提とした遺言であるから、相談（依頼）者にも遺留分制度及びこのケースでの想定を、簡単に説明しておくことになるだろう。
その他、必要な説明を行い（遺言執行者を指定するか、予備的遺言が必要か、等々）、どういう記載にするか、相談して詰めていく。

④　弁護士法 72 条の問題

遺言書作成及びその相談は、行政書士の業務であることは間違いなく、取り扱うための問題も特にない。また、実績がある分野であり、当会所属行政書士も、多くの依頼・相談を受けている。

しかし、他の民事書類作成業務と同様、この遺言書作成業務も、弁護士法が禁ずる法律事務に当たる可能性がゼロではない。

いくつかの弁護士会のウェブサイトによれば「行政書士は、依頼の趣旨に沿って、どのような種類の書類（※ここでは遺言書及び関連書類）を作成し、どのような事項を記入するかの判断や相談を行えるだけで、高度な法律判断が含まれる書類（※ここでは高度な法律判断が含まれる遺言書）の作成や相談はできない」とのことである。

ここで、この見解についての意見を述べることはしないが、このような見解を公表している弁護士会もあることは、念頭に置いていただきたい。そして、トラブルが発生しないように遺言書作成業務を行っていただきたい。

トラブルを防止するためには、先述の弁護士会の言葉を借りて言うならば、依頼の趣旨に沿って、どのような種類の書類を作成するか、どのような事項を記載すべきかを判断して作成すること、そして「それを、依頼者と十分に共有すること」である。これを行政書士が行うならば、適切で立派な遺言書が完成するはずである。また、依頼者と「依頼の趣旨」「どのような書類の書類を作成するか」「どのような事項を記載するか」を十分共有することで、依頼者とトラブルが起きる可能性もぐっと減るであろう。

最後に、(弁護士法の問題とは関係がないが) 責任が持てない内容や制度は、うかつに記載したりせず、慎重に取り扱うことである（例えば、民事信託が注目されているが、詳しい専門家はまだ少ない。遺言書に組み込む際は、よく研究してからにしたい。)。

⑤　自筆証書か、公正証書か

遺言書には、いくつかの方式があり、普通方式で３種類、特別方式で４種類ある。

実務上は、ほとんどの場合、自筆証書か、公正証書か、このどちらかだと思ってよい。

自筆証書と公正証書を比較すると、一般的に、下図のとおりと言われている。

	自筆証書	公正証書
長　所	費用が安い（ほぼかからない） その場ですぐ作成できる	自分で書けなくても作れる 内容のチェックがされるため安心 家庭裁判所の検認が不要
短　所	本文は本人が手書きしないと不可 内容が無効・不適切な可能性あり 家庭裁判所の検認が必要	費用がかかる 公証役場の予約が必要 公証役場へ行く必要がある （出張も可だが費用割増） 証人２名以上必要

実務的には、できる限り公正証書遺言を作成する方向で、受託した方がよいだろう。

業務として行う以上、できる限りリスクが少ない方式を選択すべきなのは当然であるが、中でも遺言書作成業務は、相続という重大事を扱う上、将来の出来事に対する書類作成であることから、慎重に慎重を重ねても足りないくらいである。相談（依頼）者としても、専門家に頼むということは、できる限り万全を期したいという考えがあるはずであり、遺言書作成の場合、それは公正証書遺言ということになる。

公正証書遺言であれば、作成時点での遺言能力がある程度は担保されるので、遺言能力の点で、無効になるリスクは最も少ない。本文の作成が公証人によってなされるので、筆跡が違うという問題は起こらない。要式の不備や内容についてもまず安心できる。さらに証人２名以上が立ち会うので、遺言が本人意思によることも概ね担保される。

この点は、自筆証書・秘密証書にはない長所である。

家庭裁判所の検認が不要という長所は、法務局の自筆証書遺言保管制度の登場によって公正証書遺言だけのものではなくなった。とはいえ、上記の長所を考えれば、基本的には、公正証書遺言を作成する方向で検討したい。

作成には、公証人との事前のやり取りと、予約が必要である。

証人２名は、予約前までに見つけておくこと。他の行政書士や税理士等の士業（守秘義務がある）に依頼するのもよい。公証役場で紹介してくれることも多い。

それでも自筆証書遺言にするという場合、相談（依頼者）者が自筆証書遺言のリスクを十分把握することは当然として、最低でも内容のチェックは行政書士が行えるようにしておきたい。それができない可能性がある場合は、責任を持てなくなることが予想されるので、受託自体を慎重にしなければならない（例えば、作成相談の後、遺言者が一人だけで書き上げ、そのままタンスの中にでもしまい込まれてしまうと、どうすることもできない）。

意外と見過ごしがちなのが、長文の遺言書を、手書きで正確に丁寧に書き上げる労力である。お疑いの諸氏は、試しに自分や家族で手書きしてみていただきたい。誤字があったり、脱字があったりして、なかなか１回で書きあがらない人が多いはずである。まして、高齢でそのような作業を行うのは難しいことも多いであろう（手が震えて名前を書くのがやっと、入院してベッドで横になっている、目が見えにくい、等々）。そのような場合は、最初から公正証書の作成を前提としたほうがよいだろう。

ただし、「すべて妻に相続させる」等の簡潔なものであれば、自筆証書を検討する余地はある。財産目録については、手書きでなくてもよく、パソコン等で作成したもの、登記事項証明書、通帳コピー等の添付でもよい（民法第 968 条第 2 項）。家庭裁判所の検認が必要という大きな弱点も、法務局の自筆証書遺言保管制度を使えば、検認不要になった。これらは、後で別に説明する。

⑥　必要事項の聞き取り

遺言書に具体的な記載をするために、必要な内容の聞き取りを行う。

⑴銀行口座

できれば通帳等を見せてもらい、銀行名・支店名・口座の種別（普通・当座・定期等）・口座番号・名義をメモする。多い場合は、コピーを取ったり、写真を取ったりするのもよい。通帳を紛失している場合は、キャッシュカードや、口座の情報が確認できる書類を用意してもらうか、本人に通帳再発行手続きをしてもらうなどして、何らかの資料を確認するほうがよい。

⑵不動産

権利証・登記簿謄本等を見せてもらい、所在地・地目・構造・面積・地番・建物番号等をメモする。それらを見ることができなければ、住所を聞いて、法務局備え付けのブルーマップで地番・建

物番号を調べる（インターネット上のサービスで、調べることができることもあるので、各自確認されたい)。地番・建物番号が分かれば、最新の登記事項証明書を取得して、所有者は遺言者で間違いないか、また、その他の各項目（所在地・地番等、そのまま遺言書に記載することが多い）を確認する。

遺言書の作成とは直接関係ないが、抹消されていない過去の抵当権（住宅ローン等）等を見つけることがある。一言指摘しておくとよいだろう。

⑶遺言書に記載する予定の者

氏名・住所・生年月日を聞く。遺言者自身も把握していない場合もあると思うが、推定相続人であれば、遺言者の戸籍を追っていくことで確認できる。遺言者の戸籍を追っていくためには、遺言者の本籍が必要。遺言者の本籍が分からなければ、遺言者の住民票（本籍記載のもの）を取得することで、確認できる。

⑦　業務受託

どのような方式の遺言書を作成するか、どのような内容の遺言書にするか、概ね合意できたら、自分の事務所の報酬表に照らし合わせて、具体的な見積もりを算出する。

【遺言書の起案及び作成指導（報酬額統計より)】

日行連報酬額統計 H27 年度（単位:円）			
平均	最小値	最大値	最頻値
57,726	2,000	500,000	50,000

【自筆証書遺言の作成支援（報酬額統計より)】

神奈川会報酬額統計 R2 年度（単位:円）			
平均	最小値	最大値	最頻値
52,000	5,500	130,000	30,000

【公正証書遺言の作成支援（報酬額統計より)】

神奈川会報酬額統計 R2 年度（単位:円）			
平均	最小値	最大値	最頻値
95,000	10,000	341,000	110,000

一律料金であるなら、相談の時点で見積もりを提示することができるが、多くの事務所では、遺言方式の違いや、記載する内容等によって、報酬が異なることが多いと思うので、相談・打ち合わせを通じて、それらが概ね固まった段階で、見積もりを出すことになる。

依頼者が、見積もりを了承したら、業務受託の書類（受託契約書等）を取り交わす。

受託の書類を早く回収したい場合は、見積もりの提示と同時に渡してもよい。

見積もりも受託契約も、口頭でも有効だが、書面にした方が望ましいのは言うまでもない。トラブル防止のため、できる限り書面で行うこと。一度作成しておけば、次回以降の依頼の際、ひな形を使いまわすことができるので、相談が入った時点で受託を意識して、あらかじめ用意しておきたい（巻末に受託契約書例あり）。

一番トラブルとなりやすいのは、業務途中解約時の処理（特に報酬の支払い）だろう（遺言書作成は、外野の声が入ったりして、キャンセルになることもままある）。したがって、受託契約書等にはそれらも明記しておく必要がある。業務中断時にはどうするのか、収集または作成した書類は返すのか破棄するのか、報酬はいくら支払うのか等について、明記する。

また、着手金や前払金などとして、この段階である程度の現金を受け取っておくようにすれば、報酬がもらえなくなるリスクを減らすことができるので、できるだけそのようにしたほうがよい。業務途中解約時の報酬を確実にする対策にもなる。ただし、受託契約書等には、事前に着手金・前払金等を支払うことと、業務中断の場合、返金するのかしないのか・するなら返金額をどのように計算するのかまで明記すること。そして実際にもそのとおりに実行すること。そうしないと、それ自体がトラブルのもととなってしまうので、注意すること。

第２章　遺言書関連書類の作成

第１節　財産目録の作成

依頼者等からの聞き取りに基づき、疎明資料を集め、財産目録を作成する。
財産目録は、なくても、遺言書を作ることは可能である。
では、財産目録を作成する意義はなにか。

まず、遺言書本文とは別にすることで、遺言書本文の記載を簡潔にし、見やすくする意味がある。これは特に、財産の数や種類が多い場合に役立つ。

また、財産の全体を明らかにし、遺言の内容を検討するためにも使われる。例えば、遺留分の検討をするためには、財産の全体を把握する必要がある。

自筆証書遺言の場合、財産目録については、手書きせずとも、パソコン等で作成したものを添付することができるので、財産目録を活用すると便利である。

公正証書遺言の場合、公証人に提出することで、やり取りがスムーズになるので、できるだけ作ったほうがよい。特に、公証人報酬の計算がスムーズになる。

なお、公証人は、1 円単位の正確なものを求めないことがほとんどなので、ある程度のもので構わない。この点は、遺産分割協議の際に使う財産目録とは異なる。

①　銀行口座
銀行名・支店名・口座の種別（普通・当座・定期等）・口座番号・名義・残高等を記載する。
通帳か通帳コピーにより記載すればよい。
残高については、公証人に提出する際は必要だが、遺言書に添付する場合は、記載する必要はない（もちろん書いてもよいが、通常は後日増減するものなので、一般的には書かない方が多いだろう）。
「1-2⑥必要事項の聞き取り⑴銀行口座」の項も参照。

②　不動産
登記事項証明書により、各項目のとおり、記載する。
金額の記載が必要な場合、固定資産税の評価証明書又は課税明細書等により記載する。
自筆証書の場合は、通常、金額まで書く必要はない（もちろん書いてもよい）。
公正証書の場合、財産の概算額が必要になるので、財産目録を作成しない場合でも、固定資産税の評価証明書等が必要である。
「1-2⑥必要事項の聞き取り⑵不動産」の項も参照。

③　その他の財産

株式は、証券会社から送られてくる通知等により記載する。

投資信託等の金融商品も、同様に金融機関から送られてくる通知などにより記載する。

保険は、保険証券等により、記載する。

自動車は、車検証により、記載する。金額が必要であれば、中古車相場等を参考にできるだろう。

美術品等は、刀剣など登録制度があるものは、登録内容を記載し、鑑定書等書類があるものはそれを記載、なければ個別に特定できる情報（色形など）を記載し、金額は古物屋での売買価格を参考に記載することが考えられる。

第２節　相続関係説明図の作成

①　戸籍取得

⇒推定相続人の確認

遺言書中に「相続させる」と記載する場合、できれば、その者が真に推定相続人であるかどうかを、確認しておくことが望ましい。もし、推定相続人ではない場合、「相続させる」との記載は正しくないものになるからである。

推定相続人かどうかを確認するには、戸籍を取得して、確認する。

また、遺留分侵害を検討する場合や、遺産相続を指定された相続人が先に死亡した場合に備えて、予備的遺言を検討する場合等には、遺言に記載される者だけではなく、可能な限り、全ての推定相続人を把握するのが理想である。この場合も、戸籍を取得し、相続関係説明図を作成することで、全体を把握することができる。

②　職務上請求書の使用について

⇒委任状との使い分け

戸籍等の取得は、遺言者本人に行ってもらってもよい。遺言者自ら行うことは、遺言書作成への意欲や理解を高めることが期待できる。ただし、人数が多い場合等は、集める戸籍等の数も多くなり、また、内容を読み解きながら、正確に次の戸籍を取得していくという作業も必要になる。それを一般人が行うのは、手間も時間もかかり、また必要な戸籍が足りない、という結果になることも多いと思われる。行政書士が代行するほうがよい場合が多いであろう。そのときは、遺言者から委任状をもらえばよい。

また、行政書士が、遺言書や相続関係説明図の作成のために、戸籍を必要とする場合、職務上請求書を使用することもできる。ただし、必要のない範囲まで取得することはできないので、注意を要する。

基本的な考え方として、本人が取得できないものは、職務上請求書でも取得できない。また、本人が取得できるものであっても、行政書士業務でないもの（例えば、書類作成なしで戸籍取得だけの代行、または調査目的）には、職務上請求書は使えない。

遺言書作成業務で言えば、例えば、遺言書中に相続人又は受遺者として氏名が記載される者については、戸籍法第 10 条の 2 の趣旨に基づいて考えると、取得しても問題ないものと考えられる。

本人による請求の場合、戸籍法第 10 条の 2 に基づき、行政は、適当かどうかの判断をした上で、請求に応じることになる。

したがって、職務上請求書を使用してよいかどうか判断がつかない場合は、依頼者に取得してもらうか、依頼者から委任状をもらって取得するほうが安全、ということになる。

職務上請求書は、形式的に行政書士業務のために必要であれば、ほとんどどんな戸籍等でも取得できてしまう。便利だからと言って、本来は本人でも取得できない可能性があるものを取得してしまうようなことがないよう、各自が判断して、抑制的に使用していただきたい。特に、遺言書作成においては、できれば多くの情報を得てから判断したいことから、多くの戸籍を早く手間なく集めるため、ついついすべてを職務上請求書で収集しようとしてしまいがちなところがある。職務上請求書は、遺言書に記載される者の戸籍等取得のために使用することを基本とし、それ以外の職務上必須とは思われない戸籍については委任状による等、上手に使い分けていただきたい。

（注：職務上請求書の使用については、単位会の指導に従ってください。）

第３章　遺言書の方式

第１節　自筆証書遺言

①　概要

民法第 968 条に規定がある。「1-2⑤自筆証書か、公正証書か」も参照。

用紙に決まりはないが、A4 サイズの用紙を使用すると、法務局に保管することができるので、できるだけA4 サイズの用紙を使用したい。

手書きなので、便箋のように罫線が入っている方が書きやすい。しかし、A4 サイズで罫線入りの用紙は、あまり見かけないように思う。もし、見つからなければ、鉛筆で罫線を引く等して使うしかない。

このとき、左 20 ㎜、右 5 ㎜、上 5 ㎜、下 10 ㎜の余白を取るようにする。鉛筆で線を引いておくとよい。これも、法務局に保管する際の要件である。

縦書きでも横書きでもよい。

ボールペンなど消えない筆記用具で書く。赤や青等、色も自由だが、法務局に保管すると白黒でデータ化されるので、黒（濃い色）で書いたほうがよいだろう。

言うまでもなく、他人による代筆は不可である。

筆跡が違うという異議が出ないとも限らないので、できるだけいつもの筆跡で、崩さず、丁寧に書く。

氏名を自署（署名）し、押印する。印鑑は、できる限り実印を押すようにする（条文上は実印でなくても構わない)。実印・認印・三文判・スタンプ・イモ判……印鑑にも色々あるが、実務上は、実印を押すものと思っておけば間違いがない。

（ちなみに、どのような印鑑が有効・無効なのか、判例を見ると、色々と興味深い事例が載っているので、もし、興味のある諸氏がおられたら、時間のあるときにでも、各自研究いただきたい。）

完成した自筆証書遺言は、そのまま保管してもよいし、封筒に入れて封印してから保管してもよい。

封印しても、しなくても、遺言書の効力は変わらず、検認が必要なのも変わらない。

但し、封筒に入れ、封印をした場合、家庭裁判所で開封しなければならなくなる（民法第 1004 条第 3 項)。

なお、法務局の保管制度を使う場合は、封印せずに提出する。

保管については、遺言書が発見されない場合があるので、保管方法も考えなければならないが、ここでは割愛する。

⇒財産目録について

自筆証書遺言は、すべての箇所を遺言者自ら手で書く必要があるが、財産目録については、パソコン等で作成した財産目録や、銀行通帳のコピー、不動産登記事項証明書等を添付することができる（民法第 968 条第 2 項）。

この場合、すべてのページに遺言書の署名・押印が必要である。表裏両面の場合は、両面に署名・押印が必要である。

なお、法務局に保管する場合は、さらに、財産目録、銀行通帳のコピー、不動産登記事項証明書等についても、上下左右に先述の余白（左 20 ㎜、右 5 ㎜、上 5 ㎜、下 10 ㎜）を取る必要がある。特に登記事項証明書はそれほど余白が広くないので、署名・押印の際は注意したい。また、自筆証書遺言本文、財産目録、その他も含め、すべてのページに通し番号を書くこと。１ページしかない場合も「1／1」と記入する。

② 自筆証書遺言保管制度

⑴概要

申請により、自筆証書遺言を法務局に保管することができる（遺言書保管法）。

自筆証書遺言であっても、この制度により法務局に保管されていれば、家庭裁判所の検認が不要となる。遺言者死亡時、相続人等へ通知することもできる（任意）。また、遺言者死亡後、保管されている遺言書内容の閲覧・交付を申請すると、すべての相続人に遺言書が保管されていることが通知される（強制）。

詳細は、法務局のウェブサイト等を参照されたい。

⑵手数料

3,900 円である。申請書に収入印紙を貼付して納入する。

⑶遺言書保管所

次の法務局に保管を申請することができる。

・遺言者の住所地を管轄する法務局
・遺言者の本籍地を管轄する法務局
・遺言者の所有する不動産を管轄する法務局

但し、既に遺言書を遺言保管場所に保管している場合は、その保管場所に申請しなければならない（別の遺言保管所に保管したい場合は、まず保管を撤回し、その後、新たな遺言保管所に申請することになる）。なお、本件について、公証役場に保管されている公正証書遺言は関係ない。

申請の際は、事前予約が必要。法務局ウェブサイトか電話で予約する。法務局ウェブサイトでは、予約の空きを見ることができる。予約は約１時間半毎の枠になっている。

【法務局手続案内予約サービスの専用ウェブサイト】
https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/top/portal_initDisplay.action

遺言書保管所の一覧（横浜地方法務局管内）	
法務局	管轄区域
本局	横浜市
川崎支局	川崎市
横須賀支局	横須賀市、逗子市、三浦市、三浦郡
湘南支局	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、高座郡
西湘二宮支局	平塚市、小田原市、秦野市、南足柄市、座間市、足柄上郡、足柄下郡
相模原支局	相模原市
厚木支局	厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛甲郡

⑷必要な書類等
・自筆証書遺言書（民法第 968 条規定の自筆証書遺言で、かつ法務局保管の要件（用紙サイズ、余白、ページ番号記載等）を満たすもの）
・申請書（法務局ウェブサイトにＰＤＦあり）
・住民票（本籍記載のもの）
・本人確認書類（運転免許証等）
・手数料（収入印紙を貼付）

⑸通知
遺言者死亡時、相続人等のうちの 1 名のみに通知を行うことができる（任意）。相続人等とは、相続人、遺言執行者、受遺者である。希望する場合は、申請時にそのことを記載する。本人死亡の事実が戸籍に記載されたときは、遺言書保管官が戸籍担当部署からその情報を取得し、指定された者に通知を行う。本マニュアル執筆時点では、運用が開始されておらず、本人死亡からどの程度の期間で通知されるのか、どのような方法と内容で通知が届くのか等については不明であるが、実務的には大きな問題はないだろう。

遺言者死亡後、保管されている遺言書の閲覧又は証明書の交付（遺言内容）を申請すると、すべての相続人に遺言書が保管されていることが通知される（強制）。つまり、この制度を利用すると、基本的には、いずれ相続人には遺言書の存在が通知されるものと考えてよい（但し、法務局に保管されていることに誰も気づかない等の理由で、誰も何も手続きをしない場合は別）。

⑹自筆証書遺言を保管申請する場合の実務について
申請は、本人申請のみで、弁護士等も代理できず、基本的に同席もできない。

行政書士としては、制度の説明、保管申請方法の説明等を行うことになるだろう。

基本的には、遺言者本人に申請してもらうことになる。書類一式がしっかりしていれば、そう難しいことはないだろうが、行政書士が申請書を作ることはできない（司法書士法）。申請書も、それほど難しいものではないが、もし、本人が独力での手続きを不安がる場合は、公正証書遺言も選択肢に入れた方がよいだろう。意思ははっきりしているものの、自力歩行が困難等の事情があるときは、移動支援者（ヘルパー等）の付き添いが許可されるどうか、事前に法務局に相談すること。

実務上は、公正証書遺言に適さないか、遺言者の希望（例えば費用的なこと）で、自筆証書遺言を選択する場合、法務局への保管も同時に検討することになると思われる。検認が不要なことは大きな長所である。財産目録等の添付を上手に使えば、手書きの労力も多少は緩和できるだろう。

自筆証書遺言の内容については、法務局は全く関知しないので、行政書士が万全を期してチェックを行う必要がある。

また、遺言内容だけでなく、保管できる自筆証書遺言には要件（用紙サイズ、余白、ページ番号記載等）があるので、その説明・チェックも忘れないようにする。

他の方式の遺言書にない特徴として、２つの通知制度がある（⑷参照）。うまく使えば便利な制度かも知れない。しかし、想定していない者に通知されて、却ってトラブルのもととならないとも限らない。いかなる場合に、いかなる者に、いかなる通知がされるのか、事前によく確認し、遺言者とともによく検討するようにしたい。

第２節　公正証書遺言

①　概要

民法第 969 条に規定がある。「1-2⑤自筆証書か、公正証書か」も参照。

繰り返しになる部分もあるが、長所として、以下の点が挙げられる。

・専門職により作成されるため、内容にチェックが入り、安心である
・遺言者の遺言能力についてある程度担保される
・証人が立ち会うことにより、遺言者の意思であることがある程度担保される
・家庭裁判所の検認が不要（民法第 1004 条第 2 項）
・内容の改ざんのおそれがない
・公証役場に保管され、紛失のおそれがない
・字が書けなくても作れる（書く労力が必要ない）

短所としては、以下の点が挙げられる。

・費用がかかる（例：10 万円前後）
・予約して公証役場に行く必要がある（出張も可、ただし費用割増）
・証人 2 名以上必要で、近い親族の多くは証人になれない
・証人に内容を知られる

公正証書遺言作成の基本的な流れを示す。
・遺言者からの相談、受託、聞き取り
・聞き取りに基づき、行政書士と遺言者とで文案を作成
・公証役場に作成を依頼、遺言書案を送付（メール、ＦＡＸでよいことが多い）
　※以後の公証役場とのやり取りは、一般的には行政書士が行う
・公証役場にその他の必要書類を送付（メール、ＦＡＸでよいことが多い）
・公証役場から見積もりをもらう
・公証役場に、作成の予約を入れる
・予約日当日、公証役場に行く（又は公証人に出張してもらう）遺言者、証人 2 名以上立ち合い、必要書類は原本を提出又は提示、公正証書遺言が作成される
・公正証書遺言正本及び副本を受け取る
・その場で公証人報酬を支払う

遺言書業務未経験の行政書士にとっては、公証人が遺言書を作成してくれるため、そこの労力が減るという点も見逃せない。公正証書遺言書の長所・短所を把握し、相談（依頼）者に説明・提案していきたい。

②　公証役場及び公証人
⑴公証役場
各法務局が所轄している公的機関。神奈川県内の場合、横浜地方法務局が所轄し、15 ヶ所に設置されている。公証役場には、1 名以上の公証人が執務している。一つの公証役場に、複数の公証人が執務している場合もある。その場合、どの公証人に依頼するか聞かれることもある。既に知っている公証人に依頼したい場合は、指名すればよい。公証人の他に事務員（書記）がいる（公証人法第 24 条）。

行政書士は、その作成することができる書類を、官公署へ提出する手続きの代理が可能である（行政書士法第 1 条の 3 第 1 項）。公証役場についても同様であるが、公正証書遺言については、その性質上、遺言者本人による作成に限定されており、代理人によることができない。

そこで、作成当日は、遺言者本人が公証人の前で手続きを行うが、それ以前の書類作成や、実務的やり取りを、遺言者に代わって行うことになる。許認可申請業務においても、申請書類等は行政書士が適法に作成できるが、実際の申請等の際は、本人出頭が原則になっていて、運用上行政書士

が代理申請できない手続き等もあると思うが、それと同じようなイメージを持っていただければ理解しやすいものと思う（これはもちろん適法な業務である）。

余談だが、公証役場は、公証人による独立採算制になっている（公証人は、受け取る手数料（報酬）から、公証役場の家賃や事務員（書記）の給与等の経費を支払っている）。

⑵公証人

基本的には、裁判官、検察官、弁護士から任命される（公証人法第 13 条）。実際には、裁判官又は検察官を退官した者が多いようである。70 歳定年のため、裁判官等を退官後に公証人になった場合、5 年から 10 年程度で後任者と交代することになる（公証人法第 15 条第 3 号）。

公証役場に行くことができない場合、自宅・病院等まで出張してもらうこともできる。所属法務局の管内であれば、どこでも出張可能（神奈川県にある公証役場の場合、横浜地方法務局管内ということになるので、つまり神奈川県内）である（公証人法第 17 条）。

公正証書の作成に関する相談は無料である。しかし、公平中立な立場で、証書作成についてしか回答できないので、より有利な内容にするための相談や、税務・登記等の相談は不可である。そのため、行政書士が相談・受託する際、相談（依頼）者の話をよく聞き、依頼の趣旨を整理した文案を用意しておくことと、専門職である公証人とのやり取りを依頼者に代わって行うことが重要になる。

③　公証役場の一覧（県内）

⑴博物館前本町　⑵横浜駅西口　⑶関内大通り　⑷尾上町　⑸みなとみらい　⑹鶴見　⑺上大岡　⑻川崎　⑼溝ノ口　⑽藤沢　⑾横須賀　⑿小田原　⒀平塚　⒁厚木　⒂相模原

④　必要書類

あらかじめ、次の事項・書類を公証人に連絡することになる。

公証人により、細部に違いがあるので、事前に確認しておくこと。

遺言書案
遺言者の職業
印鑑証明書（遺言者）
登記事項証明書（動産の記載がある場合）
固定資産税評価証明書又は納税通知書（不動産の記載がある場合）
財産目録（遺産分割協議等に使うものとは異なり、１円単位である必要はない）
住民票（遺言者）
戸籍（遺言者）
住民票（遺言書に記載された相続人・受遺者）
証人の氏名・住所・生年月日・職業

当日は、次の書類等が必要である。もし持参し忘れると、予約日時には遺言書を作成できないことになるので、必ず事前に公証人及び遺言者に確認すること。

上記必要書類のうち、原本提出又は提示が必要な書類（印鑑証明書、住民票等）

遺言者の本人確認書類（運転免許証等）

証人の本人確認書類（運転免許証等）

⑤　公証人報酬

遺言書文案、財産目録等を提出し、見積もりを求めれば、公証人が計算してくれる。

自分で概算する必要があれば、公証人手数料令を参照する。

計算方法は、財産をもらう者ごとに、もらう遺産額を報酬表に当てはめて、それを合計する。また、遺産総額１億円未満の場合は、先程の合計額に１万１千円を加える。さらに、子の認知、祭祀主宰者の指定、相続人の廃除、保険金受取人の変更等の記載があれば、それらの法律行為ごとに１万１千円を加える。最後に、少々の紙代がかかる。

当日、遺言者が現金で支払う必要があるので、公証人の見積もりを連絡して、当日持参してもらう。

⑥　証人

証人は２名以上必要である。

証人の氏名、住所、生年月日、職業を、公証人に連絡しておく。

公正証書作成当日は、証人の運転免許証等、本人確認の書類が必要である。

次の者は、証人になれない。

・未成年者
・推定相続人及び受遺者並びにそれらの配偶者及び直系血族
・公証人の配偶者、四親等内の親族、書記及び使用人

推定相続人等は証人になれないため、遺言者が身近な親族等を証人にしたいと思っても、欠格事由に当てはまってしまい、難しい場合が多い。

証人のうち１名は依頼を受けた行政書士自身が務めることが多いと思われる。もう１名は、別の行政書士を紹介することもできるし、公証役場に紹介してもらうことができる場合も多い。行政書士又は公証役場の紹介の場合、5 千円～1 万円程度の報酬が必要（多くは当日に必要）なので、確認して、遺言者に連絡しておく。

第３節　その他の遺言

①　秘密証書遺言

まず遺言書を作成し、封筒に入れ封印をする。これを、公証人と証人2名の前で、自分の遺言書であることを告げるものである。

遺言書は、自署（手書き）押印すれば、本文はパソコン等で作成してもよい。この点は自筆証書とは異なる。

しかし、実務上はほとんど使われていない。

公証人と証人2名を用意する必要があり、公正証書遺言と同じような手間がかかること、その割には、家庭裁判所での検認が不要になるわけでもなく、内容のチェックも全くされないためである。

なお、秘密証書遺言の要件を満たさなくても、自筆証書遺言の要件を満たしていれば、自筆証書遺言としての効力を有するので、手書きで作成することも検討できるだろう。

② 特別方式の遺言

先に説明した自筆証書遺言・秘密証書遺言・公正証書遺言は、普通方式の遺言という（民法第967条）。

普通方式に対して、特別方式がある。

特別方式は、要件に合致する場合にのみ、利用することができる。

特別方式の遺言は、4種類ある（民法第976条他）。

実務で使うことはあまりないものと思われる。

しかし、超高齢化社会の現在、例えば、危急時遺言の相談・依頼がないとは限らない。ここでは、基本的な事項のみを記しておく。そのような細かなニーズにも対応したいと考える場合は、これらを頭に入れたうえで、各自さらに研究していただきたい。

⑴死亡の危急に迫った者の遺言（民法第976条）

危急時遺言、一般危急時遺言、死亡危急時遺言、臨終遺言などとも呼ばれる。次の船舶遭難者の遺言と合わせて「危急時遺言」と分類していうときは、区別して一般危急時遺言、死亡危急時遺言等と呼ぶことが多い。

疾病その他で死亡の危急に迫っている場合に認められる。遺言者は病院のベッドに横たわり、そこに死が迫る光景を思い浮かべればよいだろう。

・証人3人以上の立会いをもって、その1人に遺言の趣旨を口授する
・口授（口がきけない人の場合は通訳人の通訳）を受けた証人がそれを筆記する
・口授を受けた証人が筆記した内容を、遺言者及び他の証人に読み聞かせ、または閲覧する
・各証人が筆記の正確なことを承認した後、遺言書に署名し印を押す

一般危急時遺言による遺言の日から 20 日以内に、証人の１人または利害関係人から家庭裁判所に請求して、遺言の確認を得なければならない。家庭裁判所は、遺言が遺言者の真意に出たものであるとの心証を得なければ、これを確認することができない。

遺言者が普通方式によって遺言をすることができるようになった時から 6 ヶ月間生存するとき、一般危急時遺言は無効となる。

（余談だが、この遺言方式は、死に臨んで枕元に関係者を集め死後のことについて言い遺す、という我が国古来の慣習を、民法編纂時に採用・法制化したものである。この経緯について興味があれば、各自お調べいただければと思う。）

⑵船舶遭難者の遺言（民法第 978 条）

先述の一般危急時遺言と合わせて、危急時遺言に分類されることもある。

船舶が遭難し、当該船舶中に在って死亡の危急に迫った場合に認められる。

・証人 2 人以上の前で、口頭（口がきけない人の場合は通訳人の通訳）で遺言をする
・証人が遺言の趣旨を筆記して、署名印を押す。なお、遭難が止んだ後、証人が記憶に従って遺言の趣旨を筆記し、これに署名・押印しても差し支えない
・証人の１人または利害関係人から遅滞なく家庭裁判所に請求して確認を得なければ、船舶遭難者遺言は効力を生じない。
・遺言者が普通方式によって遺言をすることができるようになったときから 6 ヶ月間生存するときは、船舶遭難者遺言は無効となる。

⑶伝染病隔離者の遺言（民法第 977 条）

この伝染病隔離者遺言と次の在船者遺言を合わせて、隔絶地遺言と分類することもある。この場合、分類的に言う隔絶地遺言と区別して一般隔絶地遺言と呼ばれることもある。伝染病による隔絶だけでなく、災害・戦闘等の交通分断により隔絶した場合も含まれるとされる。

・警察官１人及び証人１人以上の立会いが必要
・遺言書は遺言者が作成する
・遺言者、筆者、警察官及び証人が署名し、印を押す
・遺言者が普通方式によって遺言をすることができるようになったときから 6 ヶ月間生存するとき、伝染病隔離者遺言は無効となる。

⑷在船者の遺言（民法第 978 条）

船舶に乗船しており、一般社会と隔絶していることから、上記の伝染病各地者遺言と合わせて隔絶地遺言と分類されることもある。飛行機は（時間が短いことから）含まないとされる。

・船長または事務員１人及び証人 2 人以上の立会いが必要
・遺言書は遺言者が作成する
・遺言者、筆者、立会人及び証人が署名し、印を押す

・遺言者が普通方式によって遺言をすることができるようになったときから6ヶ月間生存するとき、船舶隔絶地遺言は無効となる。

第４章　遺言書文案の作成

遺言書に記載すべき財産や者の調査・確認を終えたら、いよいよ、遺言書文案の作成を行う。

自筆証書遺言の場合は、行政書士が作成した文案を、そのまま遺言書が手書きして完成させることになる。

公正証書遺言の場合は、遺言者が（実務上は行政書士が代わって）この文案を公証人に渡し、作成を依頼することになる。この場合は、公証人が文案を手直しすることもあるので、文案どおりにならないこともある。

以下、具体的に記載例を述べる。

①　相続させる

基本的には、遺産分割の方法の指定であり、最もよく使われるものである（民法第 908 条)。具体的には、全部又は一部の財産を指定して、相続人に対し「相続させる」と記載する。

ここで「2 分の 1 を相続させる」等、割合を記載すると、相続分の指定ということになる（民法第 902 条)。相続分の指定の場合、どの財産が誰に帰属するかは明らかでないので、遺産分割協議が必要となる等、煩雑になりやすい。遺言者が割合の記載を希望する場合、よく説明・相談したほうがよい。

なお、相続人でない者に対して「相続させる」という記載をした場合、基本的には遺贈する意と解釈できるものの、確実な記載方法とは言えない。事前に戸籍等によって、相続人か否かを確認し、それに合わせた適切な記載をするよう、注意すること。

文例「妻花子に、遺言者の所有する財産をすべて相続させる」

文例「長男一郎に、遺言者の所有する下記の不動産を相続させる

①土地

不動産番号　０１２３４５６７８９０１２

所　在　地　横浜市中区横浜一丁目

地　　番　１番１

地　　目　宅地

面　　積　１１１平方メートル

②建物

不動産番号　０１２３４５６７８９０１３

所　在　地　横浜市中区横浜一丁目１番地１

建物番号　　１番１

構　　造　木造スレート葺２階建

面　　積　１階　５０平方メートル
　　２階　４０平方メートル　」

文例「長女春子に、別紙財産目録①記載の預金を相続させる」

② 遺贈する

推定相続人ではない者に対する遺産分割の指定は、「遺贈する」と記載する。

この場合、必ず遺言執行者が必要となるので、遺言者に説明し、どうするか検討したい。

なお、理論的には相続人に対して遺贈することもできるが、必要性があるケースはあまりないと思われるので、詳細は割愛する。必要な場合は、各自研究されたい。

文例「甥山田晴夫に、遺言者名義の下記の預金を遺贈する。
　横浜銀行　横浜支店　普通口座　口座番０１２３４５６７　」

文例「遺言者名義のすべての預貯金を、下記の者に遺贈する。
　（受遺者の表示）
　法人等番号　０１２３－００－４５６７８９
　法　人　名　社会福祉法人横浜福祉会
　住　　所　神奈川県横浜市中区横浜一丁目１番１号　横浜ビル１０１　」

③ 遺留分

遺言によっても奪えない最低限の相続分のことである（民法第 1042 条）。

遺言により、何も相続できないこととなった相続人がいたとする。この場合でも、その相続人は、自己の遺留分だけは権利を有する。遺産を相続した他の相続人に対し、遺留分に相当する金銭を請求することができる。遺留分よりも少なく相続することになった場合も、遺留分に不足する分を請求することができる。

遺留分は、具体的には、遺産の 2 分の 1 である（但し、相続人が直系尊属のみの場合遺産の 3 分の 1）。各自の遺留分を計算するには、これを法定相続分に応じた割合に当てはめる。

したがって、遺留分を理解するためには、法定相続分（民法第 900 条）の知識も不可欠となる。下記に例示するが、より詳しくは資料等で各自確認されたい。一度理解・記憶してしまえば、特に難しくはない。

基本的な法定相続分及び遺留分は、次のとおりである。

なお、子＝第 1 順位、直系尊属＝第 2 順位、兄弟姉妹＝第 3 順位とする。

より先順位の者が一人でもいる場合、後順位の者は相続人になれない。

配偶者は順位に関係なく、常に相続人となる。

第 1 順位（子）＋配偶者のケース
　相続人　法定相続分　遺留分

配偶者	１／２	１／４
子Ａ	１／２	１／４

第１順位（子）複数＋配偶者のケース

相続人	法定相続分	遺留分
配偶者	１／２	１／４
子Ａ	１／４	１／８
子Ｂ	１／４	１／８

第１順位（子）のみ（配偶者がいない）３名のケース

相続人	法定相続分	遺留分
子Ａ	１／３	１／６
子Ｂ	１／３	１／６
子Ｃ	１／３	１／６

第２順位（直系尊属）＋配偶者のケース

相続人	法定相続分	遺留分
配偶者	２／３	１／３
父Ａ	１／６	１／１２
母Ｂ	１／６	１／１２

第２順位（直系尊属）のみのケース

相続人	法定相続分	遺留分	
父Ａ	１／２	１／６	※第２順位のみの場合、遺留分は遺産の
母Ｂ	１／２	１／６	1／3 となり、2 名なので各 1／6

第３順位（兄弟）で配偶者＋兄弟のケース

相続人	法定相続分	遺留分	
配偶者	３／４	１／２	※遺留分は遺産の 1／2 で、兄弟姉妹には
兄弟Ａ	１／４	なし	遺留分がなく、遺留分権利者は配偶者 1
兄弟Ｂ	１／４	なし	名だけとなるから、1／2 となる。

紙幅の都合上、複雑なケース（代襲相続、半血兄弟等）は省略したが、実務では必要となるので、各自確認・研究いただきたい。

紛争予防ということを考えると、できる限り、遺留分権利者にも、遺留分の範囲だけは相続できるような遺言にするのが望ましい。

依頼者の希望のままに遺言を作ると、他の相続人の遺留分を侵害してしまう恐れがある場合、依頼者によく説明して、検討する必要がある。

なお、兄弟姉妹は、相続人にはなり得るが、遺留分はない。
したがって、遺言書により、兄弟姉妹に対する相続分を 0 としても、遺留分侵害請求を受けるおそれはない。

子のない夫婦において「配偶者Ｘに全て相続させる」とする遺言がしばしば検討されるのはこのためである（例示の最後第 3 順位ケースを参照）。

④　予備的遺言
補充遺言ともいう。
Ａに相続させるとした遺言において、遺言者よりも先にＡが死亡した場合、この部分の遺言は無効となり、遺産分割の対象となってしまう。
そこで、その場合に備えた別の意思を、遺言書で表示することをいう（民法第 994 条）。

なお、受益相続人が遺言者よりも先に死亡した場合、受益相続人の相続人（子など）が遺言内容を（代襲相続のように）承継できそうに思えて勘違いしやすいかも知れないが、判例（最判平成 23・2・22）は否定的である。遺言者の希望に従い、必要があれば、予備的遺言の説明・検討をしたい。

文例「別紙財産目録①の銀行預金を妻花子に相続させる。妻花子が遺言者よりも前に又は同時に死亡していた場合は、妻花子に相続させるとした財産を長女春子に相続させる。」

文例「遺言者の所有するすべての財産を妻花子に相続させる。妻花子が遺言者よりも前に又は同時に死亡していた場合は、妻花子に相続させるとした財産を甥山田太郎に遺贈する。」

⑤　不明等の遺産
遺言に指定のない財産は、遺産分割の対象となる。せっかく遺言書を作ったのに、遺産分割協議が必要になるようなことは、おそらく遺言者も望んでいないだろう。これを避けるには、下記文例のような記載をするとよい。
実務上は、できるだけ記載しておくほうがよいだろう。

文例「この遺言書に記載のない財産は、すべて妻花子に相続させる」

⑥　遺言執行者
遺言執行者を指定する場合は、記載する（民法第 1006 条）。
遺言執行者については、別に説明する。

文例「遺言者は、この遺言の執行者として、長男一郎を指定する。」

文例「遺言者は、この遺言の執行者として、下記の者を指定する。
住　　所　横浜市中区横浜１丁目１番１号
氏　　名　行田　政夫
職　　業　行政書士
生年月日　昭和４０年２月２２日生　」

⑦　祭祀主宰者

祖先の祭祀を主宰する者を指定することができる（民法第 897 条)。
墓地、祭具、系譜等を相続することになる。

文例「祭祀主宰者に長男一郎を指定する。」

文例「遺言者は、祖先の祭祀を主宰すべき者として、長女春子を指定し、祭祀財産を承継させる。
付言事項 : 春子には、私の葬儀・埋葬のことも含めて、祭祀のことをすべて任せます。葬儀のあとの法要については、世間一般のやり方を参考にして、回数や細部は自由にやってください。」　※付言事項については⑨を参照

⑧　子の認知

子の認知は、遺言によってもすることができる（民法第 781 条)。
この場合、必ず遺言執行者が必要となるので、遺言者に説明し、どうするか検討したい。

文例「遺言者と鈴木一子（昭和１０年１１月１２日生）との間に生まれた下記の子を自分の子として認知する。
住　　所　横浜市中区横浜２丁目２番３号
氏　　名　鈴木冬子
生年月日　昭和３５年２月３日
本　　籍　横浜市中区横浜２丁目２番３号
筆 頭 者　鈴木一子」

⑨　付言事項

遺言書の末尾に、自由な形式・文言を記載することができる。
法的な効力は一切ない。
法的には効力がないが、いわゆる「お願い」を書いたりして、平穏な相続・遺産分けを促す等のために、便利に用いられている。
もちろん、単なる気持ちやメッセージを書いてもよい。

文例「付言事項：この遺言は、残されたお母さんが自宅で安心して暮らせるように書きました。長男一郎と二男二郎には、遺産分けができませんでしたが、いずれお母さんから相続することになりますから、くれぐれも遺留分侵害額請求などをして、相続でもめるようなことはしないで下さい。」

文例「付言事項：妻花子、今まで本当にありがとう。長男一郎は、お母さんを大事にして下さい。」

⑩　その他

上記以外にも、負担付遺贈、保険金受取人の変更、信託設定、財団の設立、子の廃除その他を記載することができるが、ここでは割愛する。必要に応じて、各自研究いただきたい。

第５章　関連制度について

第１節　遺言執行者

①　意義

先述のとおり、遺言で遺贈・子の認知等をする場合には、必ず遺言執行者が必要となる（4②、4⑧参照)。遺言執行者は、遺言で指定できることは先述のとおりである（4⑥参照)。

遺言執行者が必要な場合において、指定がない、又は指定された者が就任を拒否した等の場合は、相続人が家庭裁判所に申立てて、遺言執行者を選任してもらうことになる。

実務上、遺言執行者を指定する実益は、遺言がその内容どおりに実現される可能性が相当に高くなるという点にある。遺言があっても、相続人全員の総意で、遺言と異なる内容の遺産分割協議をすることは可能である。しかし、遺言執行者が指定されている場合は、事情が異なる。相続人は、遺言執行者の業務をさまたげてはならないことになっている（民法第 1013 条)。もし、遺言とは異なる内容の遺産分割協議を成立させようとすれば、遺言執行者の許可が必要になると解されるが、遺言執行者の立場からいえば、それを許可することは、ほとんどの場合、難しいと思われるからである。

②　遺言執行者の実務

未成年･破産者は遺言執行者になることはできない。それ以外に、特に資格は求められていない。相続人がなることも可能である。もちろん、行政書士がなることも可能である。行政書士が遺言書作成を依頼されたとき、その遺言の遺言執行者を依頼されることも少なくないと思われる。ここで、遺言執行者の実務について、詳しく触れることはできない（それだけで一冊の本になる）が、概要を記しておくので、未経験の方は、まずこれを頭に入れた上で、必要な部分は専門書籍等で補っていただきたい。

⑴遺言書の内容の検討　遺言能力、指定した遺産の存否、他の遺言の有無、遺言の変更・撤回の有無、相続人の生死、遺贈の有効性、遺言の解釈、等々
⑵相続人の調査、確定
⑶相続人に対する遺言書内容の通知
⑷相続財産の目録を作成、相続人への交付
⑸遺言の執行　不動産であれば登記、預貯金等については名義変更・払戻し・解約等
その他子の認知等の手続き
⑹終了報告等　相続人に対する終了通知、その他預かり物の返還等
⑺報酬　遺言書に記載あればそれに従う
特に記載がない場合、家庭裁判所に申立て、決定してもらうこともできる

③　注意点

⑴弁護士法の問題

遺言執行者を指定する、ということは、遺贈がある等、法定相続分とは異なる相続を実現しようとしていることが多いはずである。となると、遺言執行者自身が相続人間のトラブルに巻き込まれないとも限らない。行政書士が遺言執行者になる場合、通常は報酬を得るために就任していると思われるので、この場合、弁護士法の問題になり得る。したがって、就任の承諾をするとき又は就任中にもよく注意しなければならない（場合によっては、就任拒否又は辞任も検討しなければならない)。遺言書本文の作成に関わっていることも多いと思うが、その場合は、できる限りトラブルにならないような遺言書を検討するとともに、トラブルの可能性が高いことが初めから分かっている場合は、遺言執行者には相続人・親族等から選ぶか、弁護士を指定するほうがよいだろう。

⑵その他の注意点

遺言書作成段階から、遺言執行者の実務についても、把握してから作成するのが望ましいのは言うまでもない。しかし、遺言書作成を受託すると、遺言執行者になることもお願いされることがある。特に、公正証書遺言の場合、遺贈等が無くても遺言執行者を指定するよう、公証人から勧められたりするので、未経験でもつい引き受けてしまう（引き受けざるを得ない）ことは、現実的にはあると思われる。

ところが、遺言執行は、簡単なようで、意外に油断がならない。

下記は、多少変えてあるが、実際にあった事例であると聞く。

・遺留分のない相続人には不要と思い、財産目録を交付しなかったところ、単位会に苦情が入った
・認知症高齢者の遺言を執行中、遺言内容に不満を持つ相続人が、遺言時の遺言能力を問題にし、訴訟を提起してきた
・後日書かれた別の遺言書があることをよく調査せずに、目の前の遺言書だけを見て執行してしまい、相続人に損害を与えてしまった

もし、既に、遺言執行者に指定されている遺言がある場合には、今のうちに、本マニュアルをもとに、他の専門書籍等でしっかりと調べてから、本番に臨んでいただきたい。

第２節　税金

税務相談等は税理士のみの業務である。しかし、相続税等に関する一般的な知識は必要である。最低限、税理士に相談・依頼するべきかどうかの判断ができるようにしておきたい。

①　相続税の基礎控除

相続税の基礎控除は下記のとおり。

相続税の基礎控除＝3,000 万円＋相続人の人数×600 万円

例）相続人が 3 名の相続の場合　3,000 万円＋3 名×600 万円
＝3,000 万円＋1,800 万円
＝4,800 万円

上記例でいうと、遺産総額が 4,800 万円以下であれば、相続税はかからないということになる。

遺産の評価方法については、国税庁のウェブサイトに情報が載っているので、確認するとよい。

土地の評価は、路線価又は倍率方式による。建物の評価は、固定資産税の評価額による。これで、基礎控除の金額に収まりそうかどうか、概算することができるだろう。基礎控除の金額に収まるかどうか微妙な場合は、より正確に計算する必要がある。実際には、補正や特例等も多いので、税理士に相談することになるだろう。株式（特に非上場株式）等がある場合も、同様である。

② その他

税金対策で遺言書を作成したいというニーズは多いものと思われる。行政書士として依頼者のニーズに応えることは大切であるが、行政書士は税理士ではない。遺言書を作成することよりも、税務相談のほうが主であるような場合は、税理士と協働する等の対応が必要になる。行政書士としては、遺言書を作成する上で、最低限必要となる税務知識を習得するとともに、税理士との関係構築も心がけておきたい。

第６章　遺言書の変更・撤回

一度作成した遺言書を変更したり、撤回したりすることは可能である（民法第 1022 条～第 1025 条）。

・自筆証書遺言等の場合、遺言書自体を破棄する（民法第 1024 条）
自筆証書遺言保管制度を利用している場合は、保管を取りやめる手続き（保管の申請の撤回）を行い、原本を取り戻してから、その原本を破棄する

・新たな遺言書により、撤回の意思表示をする
新たな遺言書は、以前の遺言書と違う方式でもよい（例：公正証書遺言を自筆証書遺言で撤回する）

・前の遺言書と後の遺言書とで内容が矛盾している場合、後の内容が優先する（民法第 1023 条）
実務上は、以前の内容を撤回することをはっきりと明記した上で、新しい遺言内容を記載したほうがよいだろう

・遺言書の内容を全面的に変更するような場合は、前の遺言書自体をすべて撤回した上で、完全に新たな遺言書を書き直した方がよいだろう。

第７章　報酬の精算

業務が終了したときは、すみやかに報酬の精算を行う。行政書士業は独立採算型の事業であるから、報酬を受領して、それで初めて業務が終了したと言える。

①　実費

実費とは、遺言書作成に必要な、戸籍取得費用・郵便代等である。これは、できれば、業務受託時にある程度の前払金を受領しておいて、それを実費の支出に充てるとよい。業務中断時に、実費の立替金が未回収になるのを防ぐためである。実費については、すべての領収書を取っておくこと。精算時に、依頼者に渡すことになる。

②　行政書士報酬

行政書士報酬としては、書類作成・手続き代行・相談・日当等が考えられる。各事務所の報酬表に基づき、依頼者に渡した見積額に従って、決定する。

なお、見積額よりも実際の報酬額が、ある程度高額になりそうなとき（例：遺言書案を、何度も大幅に書き直したため、報酬が増加した）は、その段階で事前に依頼者に連絡しておくほうがよい。最終的な請求書を送るまで黙っていると「最初の見積もりと違う」とトラブルになることがある。

③　請求書その他

請求書を作成し、依頼者に渡す。

請求書自体は、当会でも斡旋物品を販売している。最初はそれを使うとよい。

実費分はできるだけ報酬とは分けて書き、前払金があれば、その分も記載して、請求総額から引いておく。実費の領収書は、基本的にすべて請求書に添付する。

遺言書作成業務の場合、源泉徴収は必要ない（所得税法第 204 条第 1 項第 2 号）。

報酬等の受領は、手渡しでも銀行送金でもよい。当会で販売している請求書は、振込先を記載する欄がないので、必要があれば依頼者に振込先を知らせる。

いずれの方法で報酬を受領した場合でも、必ず領収書（所定の様式に職印）を発行すること（行政書士法施行規則第 10 条）。

④　依頼中断時の報酬

依頼が中断したのち、業務処理状況により、中断までの報酬を請求すべき場合がある。この場合は、中断の理由にもよるが、トラブルになりやすいので注意する。

事前の取り決めがあれば、その取り決めに従って請求する。取り決めがなければ、事務所の報酬表に規定があればそれに基づき、それも難しければ中断までの業務処理量を考慮して請求し、依頼者と協議することになる。

1-2⑦「業務受託」でも記したとおり、できるだけ、受託の段階で、依頼中断時の報酬について、取り決めをするようにしたい。

【受託契約書例】

受託契約書

令和３年１月２日

甲（依頼者）		乙（受託者）	
住　　所	横浜市中区横浜２－３－４	住　　所	横浜市中区横浜１－１－１
		事務所名	横浜行政書士事務所
氏　　名	山 田　一 郎　　印	氏　　名	行政書士 行 田　政 夫 印

第１条　甲は、遺言書の作成に関する業務を乙に依頼し、乙はこれを受託した。

第２条　甲は、いつでも、乙に通知して、本契約を解除することができる。

２　乙は、以下の事由がある場合、本契約を解除することができる。

①前払金が支払われないとき

②甲につき、一定期間連絡が取れないとき又は実質的に意思の疎通ができないとき

③必要な資料等が入手不能又は困難その他の事由により業務の継続ができないとき

３　本契約が解除された場合、乙は甲に対し、取得書類・預り物品等を遅滞なく返還する。

第３条　報酬等は下記のとおりとする。

①前払金　　＊＊＊＊＊円（本契約締結後すみやかに支払う）

②実費　　甲負担

③行政書士報酬　＊＊＊＊＊円（税別）

④支払方法　　乙の指定する金融機関口座に送金、手数料甲負担（②③共通）

⑤報酬支払期限　請求書発送後２週間以内

２　乙は、前項第１号の前払金を、実費・行政書士報酬に充当することができる。

３　前条第１項及び第２項の解除の場合において、乙がすでに業務処理に着手していたときは、下記に基づき、甲は乙に実費・報酬等を支払わなければならない。

①実費　支出済み額の全額

②報酬　第１項第３号の額に、下記の各割合の合計を当てはめ、算出した額

⑴相談対応　　相談前：なし　又は　初回相談済：１割

⑵相続人確認作業　着手済：１割　又は　終了：２割

⑶財産確認作業　　着手済：１割　又は　終了：３割

⑷遺言書案作成　　着手済：１割　又は　終了：４割

（例：⑴済・⑵終了・⑶着手済の場合、第１項第３号の額の４割を支払う）

以上のとおり合意したので、本契約書２通作成し、甲乙各１通を保有する。